

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。

（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2） 育児、介護、看護その他の委員長がやむを得ないと認める事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法により

説明をするときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。